

平成18年9月4日

民間を活用した「電話等による市税催告業務」について

1 導入の背景と目的

平成17年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進三カ年計画」において「地方税の徴収の民間開放推進」が盛り込まれ、税の徴収部門においても民間への業務委託がより推進され、公権力の行使に当たるもの以外の業務について、民間業者への業務委託が可能になりました。

市税の公正・公平な負担の実現を目指し、初期催告である電話による納付の呼びかけ等を民間の専門家に担わせ、納付に応じない滞納者については公権力の行使を徴税吏員が積極的に進めていくなど官と民の協力による滞納整理を行い、収納率向上を図ろうとするものです。

2 業務事項

(1) 対象税目

市・県民税

固定資産税（都市計画税）

軽自動車税

(2) 業務の内容

現年度課税分のうち滞納税額が20万円未満の少額滞納者を対象に電話による自主納付の呼びかけを行います。

(3) 業務体制と場所

納税課内に業務場所（「奈良市納税呼びかけセンター」）を設け、支払案内業務のノウハウを習得したオペレーター4名と管理者1名で行います。

3 実施時期と就業日

平成18年11月1日から実施します。

就業日については、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時。うち週2回は午後8時まで。また、月2回の休日も実施します。

問い合わせ

奈良市総務部税務室納税課

電話0742-34-1111（代表）

内線2550